

洲鼻小型船だまりの係船利用者募集及び抽選会開催要項

山口県が整備した港湾施設「洲鼻小型船だまり（下松市大字東豊井地内）」の係船利用者（小型プレジャーボート3隻分）を募集します。

係船を希望される方は、下記の内容を確認の上、期間内に抽選会の申込を行ってください。

1 募集内容

- (1) 募集船 小型プレジャーボート（ヨット・水上バイク等は不可） 3隻
※船長10m未満、全幅2.75m以下、重量3トン以下の全ての条件を満たす船舶
※係船場所は市が指定します。
- (2) 利用期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
※毎年更新が可能
- (3) 係船料金 月額3,100円
※別途、協議会の入会金が必要です。（60,000円）
※別途、協議会の会費が必要です。（月額1,000円）
※料金は改定される場合があります。

2 施設使用の要件

- (1) 現在プレジャーボートを所有していること
- (2) 下松市、周南市、光市のいずれかに住所を有する船舶所有者とする。
※日本小型船舶検査機構が交付した船舶検査証書の「船舶所有者欄」に記載されたもの（法人も含む）
- (3) プレジャーボートは、日本小型船舶検査機構の検査を受けていること
- (4) 小型船舶操縦士の免許所有者であること
- (5) 山口県港湾施設管理条例及び利用者協議会が定める遵守事項等が守れる者であること
- (6) 住所地の市税の滞納がない者であること
- (7) 船主責任保険に加入していること

3 申込者

- (1) 船舶が共同所有であるときは、その代表者が申し込むこととする。
- (2) 申込みは船舶の所有者1人につき、1件までとする。
- (3) 原則として、許可権利の継承は認めない。

4 募集受付

- (1) 受付期間 令和8年10月1日(木)から令和8年10月19日(月)まで
(土日祝日を除く)
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで
郵送の場合は、令和8年10月19日(月)必着

(2) 提出場所

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号
下松市役所 土木課管理係(2階3番窓口)
Tel0833-45-1850

(3) 提出書類

- ①抽選会申込書(別記様式/Word版)
※提出場所にも備え付けてあります。
- ②日本小型船舶検査機構が交付した船舶検査証書の写し
- ③船舶免許証の写し
- ④小型船舶登録事項通知書の写し

5 抽選会

- (1) 日 時 令和8年10月26日(月) 14時から

- (2) 場 所 下松市役所 2階 201会議室

(3) 抽選方法

- ①抽選会申込書の受付順に番号を付け、係船場所ごとに抽選を行う。当選者の抽選後、予備当選者2名の抽選も行う。
- ②抽選は市職員が代理で行うので、抽選会への出席は必要ないが、希望者は抽選会を見学できる。ただし、会場へ入場できるのは申込1件につき1人までとする(小学生以下は同伴可)。
- ③抽選結果は申込者全員に文書で通知する。
- ④予備当選者2名については、令和9年3月31日までに今回募集する係船枠の空きが出た場合は優先的に係船する権利を与える。

6 その他

- (1) 当選者確定後、係船手続きに関する書類を該当者に送付する。
- (2) 船舶を替えた場合に、船長等が募集条件の制限を超えているときは、係留できないこととする。
- (3) 許可期間は最長1年とし、更新を認める。
- (4) 更新申請の場合及び船舶を替えた場合は、新規と同じ手続きとする。
- (5) 施設の使用を廃止したときは、速やかに使用廃止届を提出すること。
- (6) 申込・申請内容と異なった施設利用が判明した場合のほか、施設利用上の遵守事項や法令等に違反する行為を行った場合は許可を取り消すことがある。